

弁護士になるには

1 法科大学院に入学して、3年間または2年間学ぶ

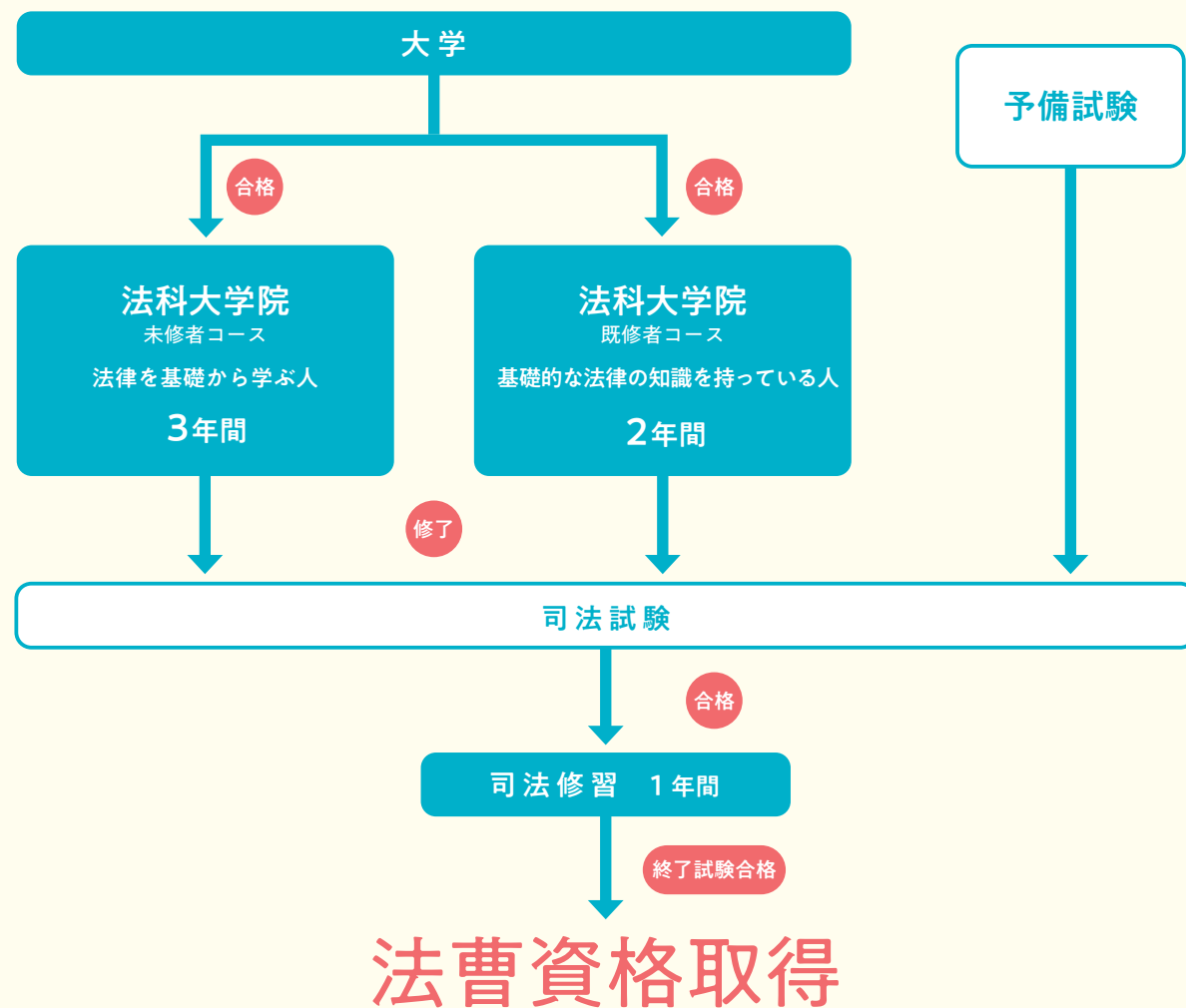
法科大学院では、法律の理論や実務を勉強します。
経済的事情などで法科大学院に通えなくても、予備試験に合格することで司法試験を受験することができます。

2 司法試験に合格する

司法試験には、短答式の試験と論文式の試験があります。

3 研修（司法修習）を受ける

1年間、法律事務所、裁判所、検察庁、司法研修所等で、法律家になるための必要な研修を受けます。
研修終了後の研修所の試験に合格すると、法曹（弁護士、裁判官、検察官）になる資格が与えられます。



弁護士になって、新たな活躍のフィールドへ

※法曹を目指す方が大学の学部段階から法曹になるための教育を受けることができる「法曹コース」が2020年度から開設されています。法曹コースでは大学を3年で早期卒業することが可能で、その後、法科大学院既修者コースに進学し法曹を目指すことができます。

※2023年から、法科大学院の最終学年で司法試験を受験することが可能になります。
法科大学院在学中に司法試験に合格した場合でも、法科大学院を修了しないと司法修習に進むことはできません。

資料5-3

舞台は世界

弁護士が担う
グローバルな役割

JFBA 日本弁護士連合会

2021年1月

「国際的な仕事」に興味がある方、 「国際的な仕事」をしたいと思っている方へ。

このパンフレットは、例えばそういう方のためのものです。

海外を舞台に働くこと。日本国内で、外国人依頼者のために働くこと。国籍や文化の違いに直面している人のために働くこと。そうした仕事を手掛ける多くの弁護士たちがいます。

人々の暮らしも、企業のビジネスも、皆さんが生まれた頃と比較して、いっそうグローバルなものになっています。グローバル化社会において、人々の活動を支援し、困難な問題を解決したり、さらに、そうした問題の予防や解決の仕組みづくりに取り組んだりすることは、弁護士の大事な仕事です。国際的な分野では、多様な価値観を理解しながら、法律の知識や専門性を活かして、弁護士だからこそ貢献できる多くの分野があります。

「国際的な仕事には、弁護士は関係ないんじゃないの？」と思っている方もいるかもしれません。「日本の弁護士は、日本の法律や裁判のことだけを扱うんじゃないの？」という疑問もあるかもしれません。

実はそうではありません。ある国の法学教育を受け、ある国の弁護士資格をもつ、ということは、国際的な法律実務家になるための第一歩です。そして、日本の弁護士であることは、法的なものの考え方（リーガルマインド）、自由・平等・公正、基本的人権、社会的正義、法の支配といった、世界に共通する価値やそれを実現するためのスキルを備える、ということでもあるのです。それは、弁護士が国際的に活躍することを可能にしてくれる、世界の法律家の「共通言語」と言ってもよいでしょう。

このパンフレットは、実際に、国際的な分野で法律家として活躍している若手や中堅の実務家たちが、どんな仕事をしているのか、その横顔を紹介するものです。

ご覧頂ければわかるとおり、ここに登場する一人ひとりが、それぞれ、ずいぶん違う分野で仕事をしています。「国際的な弁護士ってずいぶん多様なんだな」ということもお伝えしたいと思っています。

このパンフレットをきっかけに、「国際的な仕事をする弁護士もいるんだ」とか「弁護士の国際的な仕事ってこういうことなんだ」と興味を持ってもらえたら嬉しいです。

「より良い社会のために、国際的な仕事に取り組む弁護士たちがいる。」それが私たちから、皆さんへのメッセージです。

CONTENTS

「広い世界に 広い視野で
～弁護士だからこそできる、グローバルな役割がある～」

4 **川村 明さん**（第二東京弁護士会）

6 国際分野のキャリアパス

「国連で世界の人権課題解決に取り組む」

8 **田中 太郎さん**（国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）勤務
・ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）経験）

「国籍・国境を越える家事事件を解決」

9 **高瀬 朋子さん**（大阪弁護士会）

「中小企業の国際化するニーズに応える法律事務所をつくる」

10 **樋口 一磨さん**（東京弁護士会）

「日本と中国の企業活動の橋渡し役」

11 **尾関 麻帆さん**（第二東京弁護士会）

「日本政府代表団の一員として条約交渉をサポート」

12 **岩崎 陽介さん**（第二東京弁護士会）

「地元企業の貿易や海外展開をサポート」

13 **新田 裕子さん**（栃木県弁護士会）

「法務の枠を越え企業で活躍する社内弁護士」

14 **前田 絵理さん**（第二東京弁護士会）

「国境を越えて法整備を支援」

15 **佐藤 直史さん**（第二東京弁護士会）

※各記事の内容はいずれも個人の意見であり、所属組織等の見解を示すものではありません。

※弁護士会名は、2020年12月時点の所属弁護士会を表すものです。

上記に弁護士会名の記載がない方は、2020年12月現在、弁護士登録をされていません。

広い世界に

広い視野で

弁護士だからこそできる、グローバルな役割がある

弁護士の活躍の舞台は広く、そして世界に広がっています。
正義感をもち、知恵を使って、グローバルな仕事をしたい若者に、ぜひ弁護士になってほしいと思います。



川村 明さん

国際的な紛争解決を手掛け、近時は、日本における
国際紛争解決の促進や人材育成にも取り組む。

2011 年 1 月 - 2012 年 12 月 国際法曹協会 (IBA) 会長
2013 年 3 月～現在 公益社団法人
日本仲裁人協会 (JAA) 理事長
2016 年 5 月～現在 日露法律家協会共同議長



1960 年代に学生だった私は、社会の変革を担う
「国際弁護士」に、という志をもって社会に出ました。
その志は変わっていません。世界社会奉仕のために、
そして醍醐味のある一生の仕事として、弁護士があります。

若い頃から、国内外の企業の案件を多く手がけました。巨額（当時の額で数百億円）の大型交渉案件で決裂の危機に陥り、
皆が憤然として席を立とうとしたとき、新人弁護士の私の発言がきっかけで、翌朝に決着したことがありました。
アメリカ人のシニア弁護士が「君にはローヤリングの才能がある。」と言ってくれたのを覚えています。

1987 年、政府間の外交課題であった「外国弁護士の国内受け入れ」問題に、弁護士会の立場で深く関わり、
多くの外国弁護士会との交渉を経験しました。国は違っても、弁護士同士だからこそ、まとまる話があるのも醍醐味です。
それ以来、「リーガル・サービスのグローバル化」が、私のテーマの一つです。
この経験は、「弁護士の国連」と言われる『国際法曹協会：International Bar Association』の活動につながり、
私は、2010 年に各国弁護士会の多くの支持を受けて、東アジア初の会長となりました。

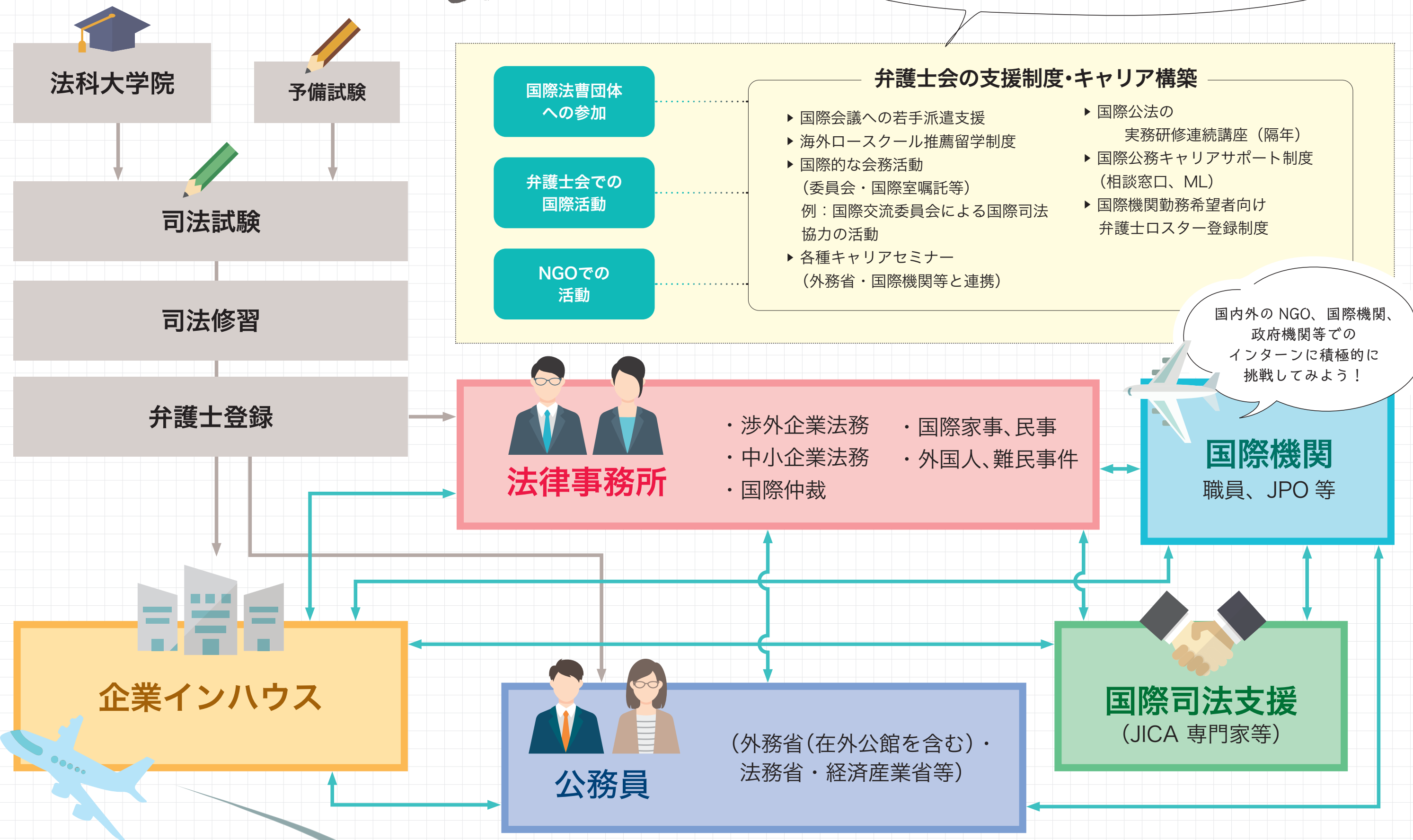
日本での「国際仲裁」の活性化にも取り組んできました。「仲裁」は各国裁判所に持ち込みにくい紛争を
解決できる仕組みです。この取組みは最近、「日本国際紛争解決センター」の設立につながりました。
京都に日本国際調停センターも設立しました。
これからの若い弁護士が、国際的な紛争解決の世界で活躍するための舞台になると期待します。

川村 明

国際分野のキャリアパス

Let's TRY!

弁護士には、国際的に活躍できる
数多くのフィールドがあります！
様々なフィールドで経験を積んで、キャリアを構築していきます。





国連で世界の人権 課題解決に取り組む

田中 太郎さん Taro Tanaka

2010年 3月 早稲田大学法学部卒業
2012年 3月 慶應義塾大学大学院
法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
2013年 12月 弁護士登録
2014年 1月 森・濱田松本法律事務所
2015年 9月 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所
2019年 5月 NYU ロースクール（国際法専攻）卒業
2020年 1月 国連人権高等弁務官事務所（ジュネーブ）

なぜ今の仕事に進んだか

高校生の頃から、「国際連合（国連）で人の役に立ちたい」という夢がありました。しかし、国連では即戦力が求められていると聞き、まずは実力をつける必要があると考えました。そこで、当時、法律に興味があったことから、具体的な目標として弁護士を目指すことにし、法学部から法科大学院に進学しました。

弁護士から国際機関へ

司法試験合格後、まずビジネス法務を通じて法律家としての基礎を身につける一方で、プロボノ活動（弁護士による無償の公益活動）として、LGBTの人権課題（同性婚実現のための活動など）に取り組みました。その後、国連で働くためのステップとして留学を決意し、フルブライト奨学金を得て、弁護士4年目に、国連本部に近いニューヨーク大学（NYU）ロースクール国際法修士コースに進みました。

NYUでは、国連で実際に働いている経験豊富な教授陣の下で学びながら、UN ウィメン（UN Women）でのプロボノ活動や、リサーチ・アシスタントとして、教授の下で働くなどしました。並行して、国連に就職するために、

多くの国連職員やNYU サポートセンターのアドバイスを受けながら、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度（日本政府が若手人材の国際機関勤務を支援する制度）に応募しました。NYU 修了後は、国連合同エイズ計画（UNAIDS）でインターンシップを行いました。その後、JPO 試験に合格し、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）への配属が決まり、2020年1月からジュネーブの同事務所で働いています。



国際機関での職務

国連の人権機関の一つに、国連総会の選挙で選ばれた47カ国の国連加盟国により構成される「人権理事会」があり、OHCHR が事務局を担っています。

人権理事会は、決議によって、特定の国の人権状況や特定の人権課題に取り組む専門家を任命します。2016年には、「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する独立専門家が任命されました。私の仕事は、独立専門家が行う、LGBT に関する国際人権法の調査・研究、各国への訪問、人権侵害行為に関する政府への照会や勧告等の活動を補助することです。例えば、2020年4月のコロナ禍の中、ハンガリーがトランスジェンダーの性自認に基づく法的性別変更の権利を立法により制限しようとした際、独立専門家が、直接政府に対して法案の廃止等を求める書簡を送りましたが、私は国際人権法の調査及び書簡のドラフトを行いました。

パンフレットを読む方へ

国連の仕事のやりがいは、グローバルな舞台で、人権侵害に苦しんでいる世界中の人たちを助ける活動に貢献できることだと思います。また、各国の様々な人とともに仕事ができることも魅力の一つだと思います。

振り返ってみると、私がいま国連で働けるのは、日本での弁護士経験で培った法的思考方法や調査・文書作成スキルがあったからこそです。これから皆さんが国連を目指すに当たっては、闇雲に海外に行くというよりも、自分が何に情熱を注げるのかを見つけ、今できることに精一杯取り組むことが国際機関で働くための近道だと思います。

今の仕事を選んだきっかけ

中学生の頃、テレビで、電話相談を受ける弁護士を見て、人の役に立てる弁護士という職業に興味を持ちました。そして、法学部に進み、弁護士を目指しました。

弁護士になってから英語の勉強を始め、後にオーストラリア人の夫と結婚したのを機に、英語ができる弁護士として外国人から依頼を受けるようになりました。さらに、2014年に日本政府が、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（例えば、一方の親の同意なく子どもを居住国から出国させること等をめぐる紛争対応に関する条約（以下「ハーグ条約」）に署名したことを契機とする取組み（日本仲裁人協会での同条約に関する調査等）への関与などを通して、私の弁護士としての方向性が定まっていきました。

現在の仕事内容

私が扱っている国際案件は、主として、国籍の違う人同士の家族関係に関する事案です。国際的な離婚や親子面会交流の事案に加え、ハーグ条約が対象とする、国境を越えた子の連れ去りを巡る事案も扱います。依頼者は、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア等の英語圏の方が多く、普段から英語を使って業務をしています。

また、IAFL（家族法を扱う弁護士の国際的な集まり）やLAWASIA（アジア太平洋の法律家団体）などに加入し、国際会議にも積極的に出席しています。家族法を専門とする海外の弁護士との関わりも、この仕事を格段に面白くしている要素です。弁護士同士が、文化の違いを超えて理解しあえることが、国際家事事件の依頼者と向き合う上でも役に立ちます。

国際家事事件の魅力

例えば海外にいる方が日本で離婚の手続をしようとするときなど、依頼者にとっては、弁護士への相談が「問題解



国籍・国境を越える 家事事件を解決

高瀬 朋子さん Tomoko Takase

1994年 中央大学法学部法律学科卒業
2000年 弁護士登録
2013年 アーカス総合法律事務所（現）設立

決の唯一の突破口」となる場合があります。海外居住の依頼者は慣れない日本での手続にアウェー感や不安を抱きます。弁護士としては、そんな状況を何とかしてあげたいと思いますし、とてもやりがいのある仕事です。

思いがけない結果に終わること、自分の力の限界を感じることもあります。ですが、問題がうまく解決すれば、目の前の依頼者やその子どものためになった喜びをダイレクトに感じることができます。それこそが、一番の魅力だと思います。

法曹を目指す皆さんへ

弁護士の資格があるからこそ、紛争の解決に向けて取り組む中で、自分の話を聞いてもらえる場面があります。海外でも、弁護士の肩書があれば、できることは大きく変わってきます。

また、国際家事の分野は、やる気があればどなたでも力を発揮できる分野です。英語圏の方を相手にする場合、ある程度の英語力が必要ですが、留学せずに自己研鑽で語学を身に付ける道もあります。英語圏以外の案件を多く扱う弁護士の場合、通訳の方と一緒に仕事をする場面も多いようです。日本に居ながらにして国際貢献ができるのも魅力です。

将来どの分野で活動するとしても、弁護士はとてもやりがいのある仕事ですので、是非挑戦することをすすめたい職業です。



中小企業の国際化するニーズに 応える法律事務所をつくる

樋口 一磨さん Kazuma Higuchi

1999年 慶應義塾大学法学部法律学科卒
2002年 一橋大学大学院言語社会研究科修了
2003年 弁護士登録
2007年 ミシガン大学ロースクールLLM 修了
2008年 ニューヨーク州弁護士登録
2011年 樋口国際法律事務所（現）設立

事務所を設立するまで

国際的な仕事を考えるようになったのは、大学時代の友人の影響です。司法試験の準備をしながら、とにかく20代のうちに海外に出よう、と考えていました。そしてまず、司法試験合格直後に英国ケンブリッジ大学のサマースクールを受講しました。

弁護士登録した当初、企業の国内案件が中心の中堅法律事務所に入りました。当初から留学希望を伝え、登録1年後に留学準備を始め、2年半後、米国ミシガン大ロースクールに自費で留学しました。ロースクール修了後は、自ら実習先を探し、米国内の法律事務所で1年間勤務しました。

留学後に元の事務所に戻りましたが、「独立しよう」という意欲が芽生えました。中小企業に対し、国内案件も海外案件も分け隔てなく、近い距離でサポートできる事務所を作りたいと思いました。同世代が立ち上げたそのような事務所はあまり見当たらなかったからです。

現在の仕事内容

いまの仕事は、企業が依頼者のビジネス法務案件が8～9割で、それ以外が個人依頼者の案件となります。全体のうち、半分程度は、国際要素のある案件です。私はニュー

ヨーク州弁護士でもあります。まず日本の弁護士である、というのが基本です。他方、人もビジネスも、国境を超えるのが当たり前で、英語が世界の共通語です。日本の弁護士も、そうした社会やビジネスのニーズに対応して、的確なサービスを提供し、依頼者をサポートできる存在でなければなりません。

国際的なネットワーク

国際法曹協会（IBA）、国際若手法曹協会（AIJA）、米国法曹協会（ABA）などの国際的な法律家団体の国際会議にも積極的に参加しています。信頼できる各国の弁護士とのネットワークがあれば、いざという時、日本の企業のために必要な対応ができます。

また、海外弁護士から、海外企業の日本進出（いわゆるインバウンド）案件のサポートを頼まれることもあります。

そうした海外の弁護士との個人的な信頼関係は、1回会議に出るだけでは作れません。また、国際会議は、世界の最先端の潮流を知る機会でもあります。

仕事のやりがい

海外の問題になると、依頼者の不安や困難は国内案件より格段に大きくなります。中小企業のために、国際案件でもしっかり対応できる弁護士は、まだ少ないです。そうしたニーズに、依頼者に近い距離で応えるところに、大きなやりがいを感じます。



皆さんへのメッセージ

弁護士の資格は国ごとなので、国内の枠にとらわれるイメージがあるかもしれません。でも弁護士は、依頼者の役に立つために存在し、依頼者が国境を越える今の世界、弁護士もそれに付いていかなければなりません。

ぜひ地球規模の視野をもってほしいです。努力すれば誰でも道を切り拓くことができると思います。

今の仕事をするきっかけ

高校生のころは、外交官になりたいと思っていました。とくに国際紛争に興味をもっていたため、大学は法学部に進学しました。経済法のゼミに入り、国際経済法分野（GATTやWTOなど）のほか、独占禁止法など企業法務につながる分野も学びました。そうした中で、まずは法律の専門家になろうと考えるようになり、ロースクールに進みました。

弁護士になって、国際案件を多く扱う今の法律事務所に就職したのですが、英語を使う仕事をしたかったこともその選択の理由のひとつです。結婚と2人の子どもの出産の後、夫の留学に同伴する形で2年間米国に滞在し、夫の上海勤務を機に、仕事を再開しました。

現在の仕事内容

2019年8月から、所属する法律事務所の北京事務所で働いています。中国に関係する企業案件を多く取り扱っています。中国企業が日本に進出しようとする場合と、日本企業が中国に進出しようとする場合の両方があります。北京に来るまでは、2年4か月ほど上海事務所で勤務していました。上海も北京も、案件の内容は共通しています。

仕事での使用言語は、日本語、中国語、英語です。業務で出会う中国人の弁護士は驚くほど日本語が上手です。私は中国赴任前、中国語の経験はなかったのですが、現地で仕事をするにあたり本格的に学びました。加えて、香港やシンガポール、アジア全体にまたがるケースは、英語が主要言語になります。そうした案件は2～3割程度です。

仕事の魅力や面白さ

私の所属する事務所は数百人の弁護士が所属するいわゆる大手事務所なのですが、上海や北京の事務所は、良い意味でコンパクトで、取扱案件のパラエティが豊富だと感じています。知的財産権、ライセンス、労働関係など、様々な法律分野の仕事があって、勉強になります。

中国企業の依頼者の方をみると、日本との文化の違いに気づきます。例えば、中国では「メンツ」を気にします。物事の判断をするにあたり、経済的合理性だけでは決まらず、企業の体面が重視されることがしばしばあるのは興味深いことです。したがって、依頼者とのコミュニケーションが重要になりますし、伝え方の工夫も必要です。

また、中国の仕事は、法律の文面だけでなく、当局がどのように対応するかという運用の側面まで意識して進める必要性が高いと思います。

私は、世界のどこで仕事をするかという「場所」に、こだわりはありません。日本法の専門家であることをベースに、これを軸として、中国でも、東京でも、どこでも仕事

日本と中国の 企業活動の橋渡し役



尾関 麻帆さん Maho Ozeki

2005年 慶應義塾大学法学部法律学科卒
2007年 慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
2009年 弁護士登録
2017年 上海交通大学中国語課程修了
2017～2019年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所上海オフィス代表
2019年～ 同・北京オフィス代表（許可取得中）

をしていければと思っています。

今後、さらに現場での交渉力や粘り強さなどを身につけていきたいと考えています。



皆さんへのメッセージ

これからの時代、日本人が海外に出て行くこと、海外に目を向けることは大切です。例えば、日本企業にも外国人が増えています。若い皆さんの中で、是非、外に出ていく人が増えてほしいと願っています。



日本政府代表団の一員 として条約交渉をサポート

岩崎 陽介さん Yosuke Iwasaki

2011年 慶應義塾大学法学部法律学科卒
2013年 慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
2014年 弁護士登録
2016年 日系企業入社
2017年 外務省国際法局経済条約課 兼 経済局（当時）国際経済紛争処理室
2021年 シンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業

外務省で働くに至った経緯

国際的な仕事に目を向けたきっかけは、最初に入った法律事務所が海外案件を扱っていたことでした。英語や日本語に堪能な中国や韓国の若手弁護士たちと一緒に仕事をしたことで、日本の弁護士は取り残されてしまうのではないかと強い危機感を抱いたことを覚えています。その危機感を胸に、まずはアメリカにて語学留学をしました。

その後、国際的な仕事をよりビジネスに近いところで支える仕事がしたいと考え、世界中でビジネスを展開している日本の会社でインハウスロイヤー（企業内弁護士）として勤務しました。国際仲裁の利用というものに近年注目が集まっていますが、そのひとつとして貿易や投資に関する条約を利用して投資家が国を訴えるという国際的な仕組みが存在していることを知り、大変興味を持ちました。外務省ではまさにそうした条約を作る仕事をしており、応募するに至りました。

外務省での仕事内容

日本政府の条約の交渉を法的側面から支援すること、出来上がった条約を国内で実施するための橋渡しをすることが、外務省国際法局での仕事の主な内容です。交渉支援のために海外へ出張することもありました。

インハウスロイヤーの時代に営業部門の人たちと一緒にメーカーとの契約交渉に臨み、法律の専門家として現場の議論に貢献する姿勢を身に付けた経験が、シビアな交渉の現場においても役に立っていると感じます。

出来上がった条約を単に読んで解釈するだけではなく、政府代表団の一員として外国の交渉団を相手に交渉し、一から条約を作る立場にあり、そのダイナミックさに魅せられる日々でした。

法律という専門性の強み

国際的な会議の場では、英語が話せても肝心の中身がなければ相手にされません。法律という専門性や合理的で論理的な思考力を培ったうえで語学力を身につけていると、各国の専門家との間で「法律という共通言語」を通じてあらゆる問題について法的な観点から活発な議論ができると感じています。

外務省での仕事のやりがい

条約という国際的な約束の一言一言には、それぞれの国の理想や理念、またそこで働く人たちの未来や希望といった様々な思いが込められています。そうした思いの詰まった条約の交渉を政府を代表して行うのは大きな責任が伴うものではありませんが、優秀かつ志の高い同僚たちと一緒に乗り切ること達成感もひとしおです。

皆さんへのメッセージ

法科大学院で勉強していたとき、自分はどのような弁護士を目指すべきか悩んでいました。弁護士になってから世界の弁護士たちが英語を使いこなしている姿にショックを受け、意を決して自分も英語の世界に飛び込んでいきました。その後の経験の中で、弁護士としての資格や能力は、国際的な分野でも様々な場面で評価され、また求められているものなのだとことを知りました。皆さんにも自分の経験が参考になれば幸いです。



弁護士を目指した理由

大学ではフランス美術史を勉強していました。画廊でのボランティアで、絵画の売買代金の不払いなどのトラブルを目にしました。周りにそのような問題の解決ができる人が見当たらず、法律を勉強すれば何かできるのでは、と思ったのがきっかけです。女性として自立した生活を送るためには資格を持っていたほうがよいという現実的な考えもありました。

今の仕事を選んだ理由

司法試験合格後の修習地が宇都宮でした。修習中に、現在の所属事務所の代表弁護士に出会い、「今後、栃木県でも海外展開する企業が増えるだろうからその対応ができる事務所にしたい」という話をされました。もともと海外に興味があったこと、そして、新しい業務を開拓していくという面白さに特に惹かれ、就職を決めました。

現在の仕事内容

地元の企業が、海外の企業と貿易などの取引を行う際に使う英語の契約書を作成すること、外国に子会社などを作る際の法的支援、外国で訴訟や仲裁を行う場合のサポートなどを行っています。関係する国は、アメリカ、ヨーロッパ、アジアなど様々ですが、どの国の案件でも基本的には英語で対応しています。

外国法の正確な知識が必要となる案件も多く、その場合は、外国の弁護士と協力して案件を進めます。地元企業である依頼者に対し、複雑な契約書の内容や細かい案件の進捗を分かりやすく正確に日本語で説明し、安心して海外展開をして頂くことも重要な仕事のひとつです。



仕事の魅力

地元企業を支援するという非常に「身近」な側面とともに、仕事の舞台は世界という「グローバル」な側面もある二面性、その2つを繋げられるのはこの仕事の魅力だと思います。色々な国の法律、背景となる文化・歴史に触れる

地元企業の貿易や 海外展開をサポート

新田 裕子さん Yuko Nitta

2002～2003年 ニース・ソフィア・アンティポリ大学（フランス）留学
2004年 国際基督教大学教養学部卒
2007年 成蹊大学法務研究科（法科大学院）修了
2010年 弁護士登録、宇都宮中央法律事務所入所
2014年 フォードダム大学・ロースクールLLM（ニューヨーク）修了
2014～2015年 ロダイク法律事務所（シンガポール）
2015年 ニューヨーク州弁護士登録

機会も多いです。

地方の企業と、海外展開プロジェクトを最初の段階から議論を重ねて一緒に作り上げていくときは、プロジェクトチームの一員となる充実感があります。海外の相手方企業や、共同する外国の弁護士とは、スピード感のあるやり取りが多く、新しい発見や刺激が絶えません。

地元企業の海外展開が成功し、商品が外国で実際に売られているのを見ると、素直に嬉しいと感じます。

国際弁護士を目指す方へ

近年、大都市の企業だけでなく、地方の企業も新たな市場を目指して海外展開を進めており、この傾向は今後ますます強くなると思います。その支援は、地方の経済活性化につながり、ひいては日本全体の活力に寄与するという社会的意義もあります。

海外展開に慣れないクライアントの不安を汲み取り、先を見越しながら物事を丁寧に説明できる気配り、案件に関わる複数の人とのコミュニケーション、コラボレーションが重要です。この分野は、弁護士の業務分野としては比較的新しい分野なので、若い方がユニークなアイデアをもって活躍する場はたくさんあると思います。興味を持って頂けた方には是非チャレンジして頂きたいです。

法務の枠を越え企業で活躍する社内弁護士



前田 絵理さん Eri Maeda

2002年 慶應義塾大学法学部法律学科卒
2006年 明治学院大学大学院法務職研究科（法科大学院）修了
2007年 弁護士登録、西村あさひ法律事務所
2011年 旭化成株式会社入社
2017年 米国コロンビア大学ロースクール法学修士課程（LL.M.）修了
2018年 米国ニューヨーク州弁護士登録
2020年 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社

今の仕事を選んだきっかけ

中学生の時、米国の全寮制の学校で2年ほど過ごし、国際的な仕事っていいなあという漠然とした感想を抱きました。大学卒業後、ロースクールに進み、国内の渉外事務所に就職しました。その後、結婚・出産を機に、新しい仕事をしようと考え、人と交流できるという点を重視して、旭化成株式会社に転職しました。

現在の仕事内容

転職した当初は法務部に配属されました。米国留学後に米国の子会社の法務部に出向し、帰国後は経営企画部で勤務しています。

法務部では、訴訟対応、M&Aの契約やその後の社内処理、契約書の作成・検討、株主総会対応などを行いました。一方、経営企画部では、担当する事業部門や海外子会社に関係することなら、法律面に限らず、経営も人事も対応します。海外子会社は、規模も所属する事業部門も、それぞれ異なりますので、実情に応じて必要な場合には細かなアドバイスを送ったり、事業部門横断的な対応が必要な場合には本社の方から調整するなど、本社の広い視点と海外子会社の規模に応じた現地密着の視点の両方が必要です。

仕事の魅力

法律の素養を持ちつつ、経験を積みながら将来的には企業戦略に深く関与するようなキャリアを目指せるというのは、社内弁護士ならではの魅力だと思います。社内弁護士は、自分が扱う取引や紛争について、その背景、社内での位置づけなどの全体を見ながら取り組むことができます。また、経理、財務、人事、研究開発、技術部門など社内の様々な部門の人とチームを組んで仕事をするのも、人と交流するのが好きな私にはとても魅力的です。法律分野に囚われない知識や経験を積むことができるので、特に知的好奇心や向上心の強い人には刺激的で楽しい毎日が待っていると思います。

今後は私のように経営企画のような部門で勤務する社内弁護士がさらに増えていくと予想しています。法務の枠を飛び越え、自社の経営戦略や事業戦略を常に念頭に置きつつ、事業部門的な発想と、リスクを察知し、必要であれば代替案を提示する法務的な発想との間でうまくバランスを取りながら、経営上の意思決定の場で法曹としてのリーガルマインドを発揮することが、非常に重要だと思います。

国際分野を目指す皆さんへ

弁護士になるには、法律の勉強は当然ですが、若いうちに、数多くの旅をして様々な国やバックグラウンドの人々と出会い、彼らを知り、意見を交わし、視野を広げてほしいと思います。日本企業の海外展開に伴い、日本の企業であっても、国際的な要素はどこかに必ずあるといっているでしょう。私は、旭化成入社当時、初の社内弁護士であったこともあり、社内での弁護士の仕事を切り拓いてきた自負があります。初めてのことが多く勉強の毎日でしたが、大きなやりがいがありました。興味を持った方には、是非チャレンジして頂きたいと思います。

なお、インタビュー後、2020年9月より現在の勤務先で勤務しています。



国際司法支援のきっかけ

高校生のころから国際協力に関心がありましたが、一方で、不正義や不公平のない社会の実現に貢献したいという思いもあり、まずは「プロの法律家」となるべく弁護士を目指しました。私が弁護士になった当時は日本の法律家による国際司法支援の黎明期でしたので、それまで国際司法支援について知る機会はありませんでした。

しかし、弁護士になって数年後、弁護士会のセミナーで国際司法支援活動の話聞き、弁護士という仕事と国際協力への思いが結び付きました。一気に視界が開けたような思いがしました。

国際司法支援の魅力

法律が制定されても、裁判所が建設されても、それだけでは平和で豊かな暮らしの土台にはなりません。人々が法や司法制度を理解し、活用できなければ、それらは「絵に描いた餅」なのです。法や司法制度が機能し、一人ひとりが尊厳を持って生きることのできる社会、すなわち Access to Justice（「正義へのアクセス」：法に基づいて正義が実現される手段が実質的に確保されること）が保障された社会の実現のためには、人々と法や司法制度をつなぐインターフェースであり、「一般の人々に最も近い法律家」である弁護士の役割が重要です。

そこで、例えば、カンボジアで若手弁護士の研修プログラムをシニアの弁護士と一緒に作ったり、ベトナムでSNSやTV番組を活用して弁護士の役割を人々に伝える活動を支援したりしてきました。

もちろん、社会・経済・政治状況が異なるのですから、日本のやり方をそのまま導入しても、相手国に根付くことはありません。そして、その国のことはその国の人々自身が決めなければなりませんので、私たちができることは、アイデアの提供や助言といった側面支援になります。しかし、悩みを共有し、ハードルを共に乗り越えようとするとき、私たちは、国境を越えて、共通のチャレンジに立ち向かう一つのチームであると実感します。より良い社会の構築に向けて、さまざまな国の法律家と一緒に課題解決に取り組めること、それ自体が「国際司法支援」の大きな魅力です。

若い人たちへのメッセージ

例えば、アジアやアフリカの途上国で生じている暴力、搾取、差別その他の人権侵害のニュースは、遠い国の話で、みなさんとは関係がないのでしょうか？もし児童労働をさせられる男の子が自分の弟だったら、人身売買される女の子が学校の同級生だったら、どう感じるでしょうか？実は、みなさんの身の回りのものが作られる過程にも、こ

国境を越えて法整備を支援



佐藤 直史さん Naoshi Sato

1992年 中央大学法学部法律学科卒
1996年 弁護士登録
2003年 ロンドン大学 SOAS 修士課程修了
2004年 JICA ベトナム法整備支援専門家
2006年 JICA 国際協力専門員、中央大学法科大学院教員
2015年 JICA 法整備支援アドバイザー

うした問題は関わっています。世界は今や一つに繋がっており、これらの問題は決して他人事では済まされない問題です。



日本の法律家は、日本の法の発展の経験を踏まえて、法体系や文化的な価値観の違いを超えて諸外国の法律家と連携し、グローバルな問題解決に向けた役割を果たすことができます。多くのみなさんが国際的な問題に関心を持ち、国際司法支援を含むさまざまな活動に携わってくれることを願っています。